

みなさんのご意見をお寄せください



第4次鳥取市同和対策総合計画（案）

本市は、同和問題の早期解決を図るため、本市における今後の同和行政の指針とする「第4次鳥取市同和対策総合計画」の策定を進めています。このたび、市民公募の4人を含む20人の委員で構成する「同和対策審議会」で、ご意見をいただきながら検討を進め、計画（案）がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

計画の期間

平成19年度から平成22年度の4年間

基本方針

- 1 これまでの同和行政の成果を踏まえながら、すべての人の人権が尊重される「人権尊重都市」の実現をめざしたまちづくりの視点で、総合的・一体的に新たな視点で取り組みを推進していきます。
- 2 市民一人ひとりが主体的に同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、市民の共通課題として取り組んでいきます。
- 3 これまでの特別対策は終了し、一般対策に移行して取り組みを進めていきます。一般対策に移行するにあたっては、円滑な移行を図るため、必要な限りにおいて激変緩和措置を講じることとします。
- 4 「鳥取市人権施策基本方針」や「鳥取市人権教育基本方針」などを踏まえて人権教育・人権啓発を進めるとともに、市民のみなさんと協働しながら同和問題の解決および人権施策を推進していきます。

主な取り組み

- 1 **市民の人権尊重精神の涵養を図るための取り組み**
人権教育・人権啓発に引き続き積極的に取り組み、差別のない明るい社会の実現に向けて、市民の人権尊重精神の涵養を図っていきます。
- 2 **地域住民の自立と自己実現を支援するための取り組み**
教育の充実、就労の確保、保健・福祉の充実など、地域住民の自立と自己実現に向けての支援を行っていきます。
- 3 **施設を活用した住民交流を促進するための取り組み**
隣保館などの施設を活用して、より一層住民交流の促進を図っていきます。

ご意見のあて先、資料の配置場所は
こちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 5月15日（火）から市役所本庁舎総合案内所／市役所本庁舎同和対策課／市役所駅前庁舎総合窓口／各総合支所市民生活課

提出期限 6月14日（木）必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎同和対策課

☎(0857)20-3141 ☎(0857)20-3052

電子メール doutai@city.tottori.tottori.jp



同和対策課
久野 壯 課長

特別用途地区の都市計画決定と建築条例（案）

本市は、少子高齢化・人口減少社会を迎え、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる、にぎわいあふれるまちづくりを進めるため、鳥取市都市計画マスタープランに基づき、市街地機能の拡散の抑制（まちづくりのブレーキ）と、市街地の中心機能の充実（まちづくりのアクセル）による利便性の高い効率的な市街地（コンパクトタウン）への転換をめざしています。その一環として、都市計画区域内の全ての準工業地域を対象にした「特別用途地区（※）」の都市計画決定と、この地区に建築の制限を行う「特別用途地区建築条例（仮称）」（案）がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

※用途地域を補完し、規制の強化や緩和をすることができる制度で、区域などを都市計画に定め（市決定）、建築物の規制等については条例（市条例）に定める。

特別用途地区の都市計画決定内容

- 1 **地区の種類** : 大規模集客施設制限地区（仮称）
- 2 **位置及び区域** : 全ての準工業地域（334ヘクタール）

建築条例の制限内容

- 1 **建築を制限する大規模集客施設**
劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあっては客席の部分に限る。）であって床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。
- 2 **既存の建築物に対する規制の緩和**
 - 基準時（都市計画決定の告示の日。以下同じ）の敷地内であること
 - 既存不適格建築物に対する増改築に関しては、基準時の床面積の合計の1.2倍を超えないこと
 - 適合しない用途に関しても基準時の床面積の合計の1.2倍を超えないこと
 - 原動機の出力、機械の台数、容量は基準時の容量などの合計の1.2倍を超えないこと
 - 用途の変更をとみなわないこと

ご意見のあて先、資料の配
置場所はこちらです！

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置 5月15日（火）から市役所本庁舎総合案内所／市役所本庁舎都市計画課市街地整備室／市役所駅前庁舎総合窓口／各総合支所産業建設課

提出期限 6月14日（木）必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎都市計画課市街地整備室

☎(0857)20-3276 ☎(0857)20-3048

電子メール shigaichiseibi@city.tottori.tottori.jp



都市計画課
秋田俊一郎 課長

※詳しい内容については、鳥取市ホームページにも掲載しています。



家庭ごみの 有料指定袋制度 10月から実施

家庭ごみの有料化は、単にごみ処理のための費用を住民に求めるものではありません。処理費用の一部を直接負担することにより、ごみ問題への関心をさらに高めていただき、ごみの減量やリサイクルの促進につなげようとするもので、平成19年3月市議会で議決され、10月から実施することになりました。

指定袋の価格は、価格差を設け、努力してごみを減らせば負担が少なくなるような設定にしており、袋の大きさによって異なります。

循環型社会を形成するために、モノを過剰に消費している今のライフスタイルを見直すことが必要であり、有料化はそのきっかけとするものです。

「可燃ごみ」と「プラスチックごみ」は、本市指定の新しい有料指定袋で出してください

新しい有料指定袋の種類と価格

有料指定袋は10枚1セットで販売します(消費税込み)。

	大(45ℓ)	中(30ℓ)	小(20ℓ)	極小(10ℓ)
可燃ごみ	600円/セット (60円/1枚)	400円/セット (40円/1枚)	300円/セット (30円/1枚)	150円/セット (15円/1枚)
プラスチックごみ	300円/セット (30円/1枚)	200円/セット (20円/1枚)	150円/セット (15円/1枚)	

※新しい指定ごみ袋は、9月から従来の指定ごみ袋と同じく市内のスーパー・小売店などで販売します。

※10月以降は、新しい指定ごみ袋以外でごみを出されても、収集しません(今の可燃ごみ指定袋は使用できなくなります)。

※可燃ごみ・プラスチックごみ以外のごみについては従来どおりです。

「家庭ごみの有料指定袋制度」の説明会を開催しています

有料指定袋制度の説明会を開催しています。説明会は地区公民館単位で各地区2回ずつ実施し、期間は4月20日から順次開催する予定です。開催日程など詳しくは、自治会・町内会などへお送りする「お知らせ」をご覧ください。

※鳥取市ホームページにも掲載しています。

指定袋の販売店を募集します

内容 9月から開始予定の可燃ごみ指定袋およびプラスチックごみ指定袋の販売および在庫管理、など

対象 スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの小売店、自治会、婦人会など

募集期限 6月29日(金)

応募方法 市役所本庁舎生活環境課、駅南庁舎総合窓口、各総合支所市民生活課に配置している資料の内容を確認のうえ、必要書類を下記問い合わせ先へ持参または郵送のいずれかで提出

※鳥取市ホームページにも掲載しています。

※旧指定ごみ袋が余った場合の取り扱いや、新しい指定ごみ袋の紹介など、有料化に関する詳しい内容は、とっとり市報8月号でお知らせする予定です。

■問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3218